第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十五条の九の六		
第六十五条の九の七第二項		
第六十五条の九の九		
第六十五条の九の十		
第六十六条第二項		
別表第八号		
別表第九号		
（略）	（略）	（略）

（中核市の特例）

第七十一条　令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五の二		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
（略）	（略）	（略）

第五十七条		
第六十二条		
第六十三条		
第六十四条		
第六十五条第二項		
第六十五条の九の六		
第六十五条の九の七		
第六十五条の九の九		
第六十五条の九の十		
第六十六条第二項		
別表第八号		
別表第九号		
（略）	（略）	（略）

（中核市の特例）

第七十一条　令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の七第一項及び第三項から第六項まで	都道府県知事	中核市の市長
第三十四条の八		
第三十四条の九第一項から第四項まで及び第六項		
第三十四条の十二		
第三十四条の十四第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五第一項から第三項まで及び第五項		
第三十四条の十五の二		
第三十四条の十六		
第三十四条の十七		
第三十四条の十八		
第三十四条の十八の二		
第三十四条の十八の三		
（略）	（略）	（略）